

仕様書

1 業務名

札幌市下水道科学館低圧電気設備点検業務

2 履行場所

札幌市下水道科学館(札幌市北区麻生町8丁目 創成川水再生プラザ敷地内)

3 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

4 業務内容

電気設備の故障を未然に防止することで常時良好な動作を維持し、設備の信頼性の維持を図るため、電気事業法及び事業推進部自主保安規程に従い低圧電気設備の点検を行う。

5 点検内容等

- (1) 低圧電気回路絶縁抵抗測定
- (2) ELB動作試験(押しボタンによる)
- (3) 主幹・分電盤点検

6 点検機器名及び数量

- (1) 幹線回路 18回路程度
- (2) 付帯動力設備 50回路程度
- (3) 電灯設備 160回路程度
- (4) 太陽光発電設備 2回路程度

7 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに委託者に業務工程表を提出すること。
- (2) 作業終了後、業務完了届及び点検結果と作業写真をとりまとめた報告書を作成し委託者へ提出すること。

8 留意事項

- (1) 作業の実施日は、委託者と協議して決定すること。停電など施設の開館に支障を伴う作業については、札幌市下水道科学館の休館日に行うこと。
なお、休館日は以下のとおり。

ア 月曜日(ただし、6月1日から8月31日までは休館日を設けない。)

なお、当該月曜日が国民の祝日に関する法律に定める休日(以下「休日」という。)

に当たる場合は休館日とせず、その日以後、最も近い休日でない日を休館日とする。

イ 年末年始 12月29日から1月3日まで

ウ その他、臨時休館日を設ける場合がある。

- (2) 点検業務により発見された不良箇所等の補修及び部品の交換については、あらかじめ委託者の承認を得ること。

- (3) 契約年度内を通じて故障等が発生しないよう十分留意して点検すること。また、分解整備点検又は消耗部品の交換を行った場合は、その範囲において業務完了日より保証期間を1年間とし、その期間内に受託者の責に帰する事由により故障や不具合が発見された場合には、速やかに修理又は取替えを行うこと。

9 その他

(1) 環境配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

オ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

(2) その他

ア 当該点検作業にあたり、下水道科学館の来館者の安全確保に努めること。

イ 作業に必要となる工具、器具及び消耗品類等については、受託者の負担とする。

ウ 市所有の備品を使用する場合は、委託者と協議すること。

エ 業務の実施にあたり、受託者の不注意により生じた事故及び故障等は、一切受託者が責任をもって処置すること。

オ 作業に伴って発生した廃材等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関係法令を遵守し適正に処理すること。

カ 下水道科学館内外の作業で、下水道科学館運営管理者又は市職員の業務に支障を及ぼすおそれのある作業をする場合は、委託者の指示する時間帯に実施すること。

キ 本仕様書に明記されていない事項については、委託者と協議すること。